

ブロードバンドサービスに関する  
ユニバーサルサービス制度  
に係る電気通信回線設備の規模等の報告  
及び  
ブロードバンドサービスエリア調査に対する報告  
に関する報告マニュアル

令和7年4月4日

# 目次

<b>第一章</b>	<b>共通事項</b> .....	<b>2</b>
第一節	報告の種類.....	2
第二節	報告期限.....	2
第三節	報告手段・提出方法.....	2
第四節	令和6年度の報告との変更点.....	4
第五節	報告方法.....	5
第六節	操作方法.....	5
第一項	設定画面(操作説明書 P8、9).....	5
第二項	入力画面の見方(操作説明書 P10～20).....	6
第三項	報告内容の出力(操作説明書 P21～23).....	6
第四項	入力画面の機能その他.....	7
第七節	報告先.....	9
<b>第二章</b>	<b>ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る電気通信回線設備の規模等の報告について</b> .....	<b>11</b>
第一節	概要.....	11
第二節	報告の対象事業者.....	11
第三節	報告内容.....	12
第一項	報告内容及び入力方法.....	12
<b>第三章</b>	<b>ブロードバンドサービスエリア調査について</b> .....	<b>16</b>
<b>第四章</b>	<b>参照条文</b> .....	<b>21</b>

## 第一章 共通事項

本マニュアルは、第一章の「共通事項」と、第二章「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る電気通信回線設備の規模等の報告」及び第三章「ブロードバンドサービスエリア調査に対する報告」による2種類の報告についての個別の説明で構成しています。この2種類の報告の実施に当たっては、第一章「共通事項」をご確認の上、第二章及び第三章をご参照いただくとともに、別途、ツールの操作説明書等を参照してください。

### 第一節 報告の種類

- このマニュアルに沿って実施していただく報告は、「第二号基礎的電気通信役務(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス)の提供に係る単位区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告(以下「回線規模等の報告」といいます。)」と「ブロードバンドサービスエリア調査に対する報告」の2種類です。
- 回線規模等の報告は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」といいます。)第14条の5の規定に基づき実施していただく報告です。
- ブロードバンドサービスエリア調査は、今後の情報通信基盤の更なる普及、発展のため、FTTHをはじめとする現状のブロードバンド整備状況を把握する必要があることから実施している調査です。

### 第二節 報告期限

- 回線規模等の報告は、法令に基づく報告であり、法定期限<sup>1</sup>があるため、これに間に合うよう、2種類の報告の双方とも、次の報告期限までに、報告すべき事項を総務省に報告いただきます。

ドラフト版提出期限：令和7年7月31日(木) 確定版提出期限(法定期限)：令和7年8月29日(金)
--

### 第三節 報告手段・提出方法

#### (報告手段)

- 2種類の報告は、約23万の町字の区域ごとに、役務の提供の状況等について報告していただくため、膨大な量の報告となることが想定されることから、総務省において報告のためのオフラインツール(以下「提供区域報告ツール」といいます。)を用意しまし

<sup>1</sup> 回線規模等の報告は、施行規則第14条の5第1項において、「毎事業年度経過後五月以内」と規定されており、毎年度8月末までが法定期限となります。

た。実際の報告に当たっては、これを使用していただきます。

- 提供区域報告ツールは、令和7年4月に最新版をリリースしていますので、令和7年度の報告に当たっては、必ず総務省 HP から最新版の提供区域報告ツールをダウンロードし、使用してください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/universalservice/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html)

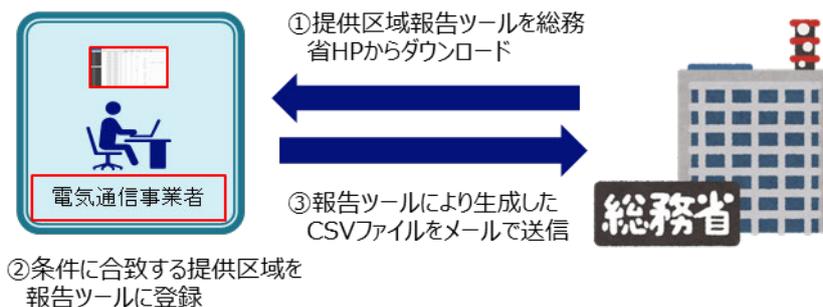
- 提供区域報告ツールの主な操作方法は本マニュアルの「第一章第六節」に、詳細な操作方法は上の総務省 HP に掲載の「提供区域報告ツール操作説明書」にございますので、ご参照ください。

#### (提出前の確認)

- 実際の報告に当たっては、本マニュアルに沿って提供区域報告ツールを使用し CSV ファイルを「出力」していただき、当該 CSV ファイルを総務省に提出していただきます。
  - CSV ファイルの提出前には、入力内容に誤りがないか、必ず、複層的にチェックをお願いします。
- ※ CSV ファイルは Excel を利用して確認することが可能ですが、直接ファイルをダブルクリックして開きますとファイルが壊れてしまうことがあります。CSV ファイルの確認方法は操作説明の P55～87 に記載しておりますので、必ずこの方法で確認してください。
- ※ 両報告間での論理的な矛盾(例：回線規模等の報告内容とブロードバンドサービスエリア調査での回答内容に齟齬がある等)がないかも含めてチェックをお願いします。

#### (提出方法)

- 出力した CSV ファイルの内容の確認が完了しましたら、本マニュアルに沿って当該 CSV ファイルが提供区域報告ツールで取り込み可能か確認していただき、当該 CSV ファイルにパスワードをかけた上で、総務省までメールで送信・提出していただきます。(ファイルが大容量になる場合は、PrimeDrive にて送信いただくことも可能ですので、この場合は個別にお問い合わせください。)



## 第四節 令和6年度の報告との変更点

### ① 報告する町字の単位

令和6年度の実線規模等の報告では、令和2年国勢調査における町字を基本としつつ、町字が更に分割（「KIGO\_E」のこと。E1～Enまで存在。）している場合は、この「KIGO\_E」の単位での報告としておりました。

令和7年度の実線規模等の報告では、この「KIGO\_E」での分割はせず、町字の単位での報告とします。一方、提供区域報告ツール上ではシステムの都合上、この「KIGO\_E」に分割された表示となっているため、「KIGO\_E」で分割されている町字は、「E1」の欄に当該町字全体の報告内容を入力してください。また、「E2～En」の欄には入力をしないでください（報告のイメージは、図1を参照）。なお、E2～Enにも回答が入力されていた場合は、無効の回答として扱います。

(図1)

KEYCODE	都道府県	市区町村	大字・町字	字・丁目	KIGO_E	その他
011020800	北海道	札幌市北区	篠路町篠路			
011020900	北海道	札幌市北区	篠路町上篠路			
011021000	北海道	札幌市北区	篠路町太平			
011021100	北海道	札幌市北区	篠路町拓北		E1	
011021100	北海道	札幌市北区	篠路町拓北		E2	
011021100	北海道	札幌市北区	篠路町拓北		E3	
011021200	北海道	札幌市北区	篠路町篠路			

緑枠のE2及びE3の欄は、入力をしない欄です。  
※入力されていた場合は、無効の回答として扱います。

赤枠のE1の欄に、「篠路町拓北」の電気通信回線設備の規模等を入力してください。  
赤枠に入力する割合等は、E1～E3の全世帯数に占めるE1～E3の提供可能世帯数の割合等としてください。

### ② 提供区域報告ツールの変更点

#### (1) 設定画面の「登録・届出番号」を「法人番号」に変更

入力していただく貴社の「番号」が、電気通信事業法上の「登録・届出番号」から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定される法人番号（半角数字13桁の数字）に変更となりました。このため、令和6年度の報告データを直接取込はできませんので、昨年の報告データを活用される場合は、「提供区域データの法人番号修正手順説明書」を参照し、取込できる状態に変換した上で活用してください。

#### (2) 設定画面で「地方自治体」の入力規則の変更

設定画面で地方自治体を選択した場合、提供区域入力画面の公設、施行日時点での公設が自動的に選択され、変更不可となります。

- (3) 提供区域報告ツールから出力する CSV ファイルのファイル名のルール変更  
提供区域入力画面の「CSV 出力」ボタンで出力する CSV ファイルのファイル名が「【法人番号\_出力年月日】.csv」となります。

#### 第五節 報告方法

- 回線規模等の報告は、提供区域報告ツールの「その他」欄以外の項目を用いて報告し、ブロードバンドサービスエリア調査は「その他」欄を用いて報告してください。それぞれの報告の詳細な報告方法は、後述の第二章及び第三章を参照してください。

#### 第六節 操作方法

- 本節では、提供区域報告ツールの操作のうち、主な操作方法を説明します。詳細な操作方は、下の総務省 HP にある「提供区域報告ツール操作説明書」を参照してください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/universalservice/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html)

##### 第一項 設定画面(操作説明書 P8、9)

- 提供区域報告ツールを上記の総務省 HP からダウンロードし、「EXE ファイル」を実行いただくと、最初に設定画面が表示されます。
- 「提供区域報告設定」欄では、「民間事業者」又は「地方自治体」のいずれかを選択してください。
- 「法人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定される法人番号（半角数字 13 桁の数字）を入力してください。
- 「事業者名」欄は、報告を行う民間事業者又は地方自治体の名前を正式名称（商号等）で入力してください。
- これらの入力が終わりましたら、「OK」ボタンを押下して、次の画面に進んでください。

##### 《設定画面を修正したい場合》

- 報告事項を入力する画面（以下「入力画面」といいます。）において、左画面中の都道府県名のリストのすぐ上にある「設定」ボタンを押下すると、設定画面に切り変わりますので、こちらで設定内容を修正してください。

## 第二項 入力画面の見方(操作説明書 P10～20)

- 入力画面では、左画面中に 47 都道府県のリストがありますので、いずれかを選択すると、選択した都道府県の市区町村のリストが画面中央に表示されます。
- 各市町村の表示の最も左にある「▶」を押下すると、市区町村に属する「字・丁目」までの項目が表示されます。
- また、「大字・町字」まで表示されている区域の「▷」を押下すると、その「大字・町字」に属する「字・丁目」の項目が「大字・町字」にまとめられるようになっています。
- KEYCODE、都道府県、市区町村、大字・町字、字・丁目は、国勢調査に基づく町字リストを使用しています。なお、第四節①のとおり、本年度は町字を KIGO\_E に分割せず、町字の単位での報告となります。KIGO\_E はシステムの都合上表示されますが、町字の単位での報告となりますので、ご注意ください。報告の方法は第四節を参照してください。

## 第三項 報告内容の出力(操作説明書 P21～23)

- 報告すべき内容の入力が完了しましたら、「CSV 出力」ボタンを押下してください。総務省に提出する際には、パスワードを設定の上で送付する旨のポップアップ画面が出ますので、「OK」ボタンを押下して、CSV ファイルの出力を完了します。  
※入力内容は必ず複層的にチェックをしてください。

#### 第四項 入力画面の機能その他

##### (1) 入力中の内容を保存したい場合(操作説明書 P21~23)

- 入力画面の操作中に作業を中断したい場合には、一旦「CSV 出力」ボタンを押下して、CSV ファイルを保存してください。
- 万が一、画面右上の「×」ボタンを押下して、入力画面を閉じた場合でも、入力した内容は自動保存されており、再び入力画面を開いた時に、閉じた時の入力内容が残る仕様にはしてあります。しかしながら、どのような操作によりそのような事態になっているか等、状況によってデータの保存状態に差異が生じ得ます。よって、入力内容の保全の観点から作業中断の場合は CSV ファイルに出力することを推奨します。

##### (2) CSV ファイルの取込(操作説明書 P24~27)

- 入力の中断等で出力した CSV ファイルを再度提供区域報告ツールに取り込むことができます。
- 令和 6 年度から、入力すべき「番号」が「登録・届出番号（電気通信事業者番号）」から「法人番号」に設定が変更されたことにより、令和 6 年度の CSV ファイルを取り込ためには、当該 CSV ファイルの一部を修正する必要があります。修正方法は「[提供区域データの法人番号修正手順説明書](#)」をご参照ください。
- 入力画面を開き、左欄にある「取込」ボタンを押下した後、取り込みたい「CSV ファイル」を選択してください。CSV ファイルの内容が入力画面上に反映されます。
- CSV ファイルを取り込む場合、（何ら操作しない場合には）取り込む CSV ファイルの入力内容が強制的に反映され、別途入力中だった内容に上書きされますので、ご注意ください。別途入力中だった内容も併せて入力画面に反映したい場合には、次の「(3) CSV ファイルの結合」をご確認ください。

### (3) CSV ファイルの結合(操作説明書 P28~32)

- 提供区域報告ツールには、出力済みの CSV ファイルと入力中画面の内容を結合する機能があります。
- 入力画面を開き、左欄にある「結合」を押下した後、結合したい「CSV ファイル」を選択して取り込むと、CSV ファイルの内容と入力画面の内容が統合されます。
- 結合できる CSV ファイルは一回につき、1 ファイルとなりますので、複数の CSV ファイルを結合したい場合には、1 ファイルずつ結合するようにお願いします。
- 結合する際に、CSV ファイルにある内容と入力画面上の内容に相違があった場合には、次の表 1 の処理となりますのでご注意ください。

(表 1 : ツール上の情報内容と結合する際の取り込むファイル上の情報内容が異なる場合の項目に応じた結合の結果 (操作説明書'P52. 53) )

No. 2 ~ 6 までについては、提供している第二号基礎的電気通信役務の種別の入力  
が同一の時に、結合時の入力情報が異なる場合の条件となります。

	項目	結合の結果
1	提供している第二号基礎的電気通信役務の種別の入力が異なる町字	入力されている種別の第二号基礎的電気通信役務を「提供」として表示します。
2	提供可能世帯割合が異なる町字	提供可能世帯割合の入力情報のうち、より大きい値に統一します。
3	公設の有無が異なる町字	民間事業者用の場合：「公設」であるとして統一します。 地方自治体用の場合：強制的に「公設」にします。
4	一年以下の有無が異なる町字	「一年以下」であるとして統一します。
5	施行日（令和 5 年 6 月 16 日）時点で提供可能世帯割合が 50%以下の有無が異なる町字	提供可能世帯割合が「50%以下」であるとして統一します。
6	施行日（令和 5 年 6 月 16 日）時点で公設の有無が異なる町字	民間事業者用の場合：「公設」であるとして統一します。 地方自治体用の場合：強制的に「公設」にします。
7	その他の欄の記載が異なる	内容を両方とも保持します。 ※ただし、100 文字を超える場合にはその超える部分を切り捨てます。

### (4) 提供区域報告ツールを使わずに報告内容を入力する場合

- 提供区域報告ツールから CSV ファイルを出力したあと、Excel のインポート機能を活用して、Excel 上でも編集作業を行うことは可能です。
- ただし、提供区域報告ツール外で編集する際に所定の CSV フォーマットと文字コードを使用しない場合には、提供区域報告ツール上で入力内容が適切に反映されないことや、報告後の集計に影響を与える可能性があるため、Excel 上での作業後は、必ず提供区域報告ツールに一度修正後の CSV ファイルを取り込み可能か確認した後、提出してください。

## 第七節 報告先

- 出力した CSV ファイルの報告をするに当たっては、電気通信事業者として、第二号基礎的電気通信役務を提供している日本全国の業務区域（事業を展開しているエリア）を総計して、複数の総合通信局等の管轄に及ぶ場合には、一括して総務省（本省）電気通信事業部基盤整備促進課までメールで送信・提出をお願いします。それ以外の場合（日本全国で見た場合にその事業を展開しているエリアが一の総合通信局等の管轄内にのみある場合）には、その一の総合通信局等までメールで送信・提出をお願いします。報告すべき事項に関する問合せ等につきましても、これらのメール送信・提出先と同様とします。
- 報告先の総合通信局等の連絡先は、次の表をご確認ください。

名称	担当課	連絡先
総務省本省	総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課	(回線規模等の報告) 03-5253-5817 broadband2020-jimu●ml.soumu.go.jp  (ブロードバンドサービスエリア調査) 03-5253-5866 ubas●soumu.go.jp  ※総務省本省への提出時は、上記2つのメールアドレスに提出すること。
北海道総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	011-709-2311（内線 4706） hokkaido-jigyo●ml.soumu.go.jp
東北総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	022-221-0630 jigyo-toh●soumu.go.jp
関東総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	03-6238-1673 kanto-ji-report●soumu.go.jp
信越総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	026-234-9948 jigyosyahoukoku-shinetsu●soumu.go.jp
北陸総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	076-233-4422 hokuriku-jigyo_jigyo●soumu.go.jp
東海総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	052-971-9403 tokai-jigyo-jigyo●soumu.go.jp
近畿総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	06-6942-8518 kinki-jigyoku3●soumu.go.jp
四国総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	089-936-5043 shikoku-shien●soumu.go.jp

中国総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	082-222-3395 c-jigyoline●soumu.go.jp
九州総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	096-326-7824 jigyo7824●soumu.go.jp
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302 okinawa-telecom●ml.soumu.go.jp

※アットマークを●に置き換えています。

## 第二章 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る電気通信回線設備の規模等の報告について

- 本章では、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス）に係る単位区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告に関する根拠条文、報告の対象事業者及び報告の流れについて詳述します。

### 第一節 概要

- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度において、総務大臣は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」といいます。）第 110 条の 2 の規定に従って、全国約 23 万の町字の内から、第二種交付金の交付対象となる支援区域<sup>2</sup>を指定することができます。
- この支援区域を指定するために必要な情報を把握することを目的として、施行規則第 14 条の 5 の規定に基づき実施するのが、「**電気通信回線設備の規模等の報告**」です。

### 第二節 報告の対象事業者

- 施行規則第 14 条の 5 第 1 項において、「**端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務**を提供する電気通信事業者」が報告するものとされています。
- 「**第二号基礎的電気通信役務**」（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス）とは、施行規則第 14 条の 3 第 1 項各号に掲げる FTTH アクセスサービス（以下「FTTH」といいます。）、CATV アクセスサービス（HFC 方式。以下「HFC」といいます。）及び専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（以下「ワイ固（専用型）」）といます。）であり、いずれの役務もその下り名目速度が毎秒 30 メガビット以上のものに限定しています。
- 詳細な定義については、施行規則第 14 条の 3 第 1 項各号をご覧ください。
- 「**端末系伝送路設備**」とは、施行規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定のとおり、「**端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備**」をいいます。

---

<sup>2</sup> 支援区域は、一般支援区域(法第 110 条の 2 第 1 項)と特別支援区域(法第 110 条の 2 第 2 項)に分けられます。一般支援区域及び特別支援区域は、法第 110 条の 3 の規定に従って、第二種交付金を受けることができる第二種適格電気通信事業者の指定時に、当該者に係る担当支援区域として指定することができる区域です。

- 「設置」とは、「光ファイバ等を電気通信が可能な状態に構成した上で、電気通信を行う主体が継続的に支配・管理すること」をいい、「所有」の有無を問いません（「[電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル](#)(令和5年8月21日改訂)」P.5参照）。
- 「**端末系伝送路設備**」を「設置」せずに、専ら卸電気通信役務を利用して「**第二号基礎的電気通信役務**」を提供している事業者は、報告対象者に該当しませんのでご注意ください。
- 法第165条第1項に規定する届出を行っている地方自治体は、同法第2項の規定による電気通信事業者として、「**端末系伝送路設備**」を「設置」して「**第二号基礎的電気通信役務**」を提供している場合には、報告対象となります。

### 第三節 報告内容

本節では回線規模等の報告の報告内容及び入力方法を詳述します。

#### 第一項 報告内容及び入力方法

##### (1) 「提供」の入力方法

- 「大字・町字」及び「字・丁目」それぞれに、「FTTH」、「CATV（HFC）」及び「ワイ固（専用型）」の選択肢があります。
- このうち、それぞれの町字において提供が可能な第二号基礎的電気通信役務のボタンを押下（選択）してください。押下した役務の(2)から(5)までの詳細事項が入力可能となります。  
提供可能ではない第二号基礎的電気通信役務のボタンは押下しないでください。
- ここでいう「提供が可能」とは、実際に当該町字において自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能であることをいい、単に電気通信事業の登録・届出時に業務区域として設定しているのみで「提供可能である」と判断すべきものではありません。
- また、ここでいう「提供が可能」とは、実際に当該町字において、利用者の求めに応じて提供が可能であればこれに該当し、必ずしも現に利用者に対して役務を提供している必要はありません。

##### (2) 提供可能世帯割合の入力方法

- 前年度末（この入力作業をしている年の3月31日時点）における電気通信回線設備の規模（実績）を報告いただきます（施行規則第14条の5第1項第1号）。

- 具体的には、「一の町字の全世帯数に占めるその町字に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合」（実績）を報告いただきます。計算式にすると次のとおりです。

$$\text{町字ごとの提供可能世帯数割合} = \frac{\text{（自ら設置するアクセス回線設備を用いて）  
ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供が可能な世帯数}}{\text{当該町字における全世帯数}}$$

（町字ごとの電気通信回線設備の規模）

- 母数となる世帯数は、令和2年国勢調査の世帯数を用いていただきます。国勢調査の世帯数はマニュアル等を総務省 HP（P3 参照）に掲載しておりますので、ご活用ください。
- （自ら設置する端末系伝送路設備を用いて）ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供が可能な世帯数とは、利用者の求めに応じて、第二号基礎的電気通信役務の提供が可能な世帯数をいいます。具体的には、現に第二号基礎的電気通信役務を提供している世帯数のみならず、現時点では使用されていないが、利用者の求めに応じてその設備を用いた場合に、第二号基礎的電気通信役務の提供が可能である理論的な世帯数の合計値を記入してください。
- 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務の卸電気通信役務を提供している事業者にとっては、当該卸役務の提供の用に供している端末系伝送路設備の規模も含めてください。  
地方自治体等と IRU<sup>3</sup>契約を締結して第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者が該当する場合は、IRU に係る電気通信設備も含めて提供可能世帯割合を算出してください。（次頁※2も併せて参照）
- 地方自治体がみなし電気通信事業者として報告する場合には、次の（3）「公設」の入力方法にも記載のとおり、公設公営方式によって、地方自治体が端末系伝送路設備を「設置」して、自ら役務を提供している場合のみその提供可能世帯割合を記載するようにお願いします。IRU 契約等によって電気通信事業者が地方自治体の所有する端末系伝送路設備を「設置」（次頁※1）して役務を提供している場合（公設民営方式）には、当該電気通信事業者が提供可能世帯割合を報告するため、地方自治体では当該電気通信事業者が報告すべき部分を含めず、提供可能世帯割合を算出してください。

<sup>3</sup> 破棄し得ない使用权（Indefeasible Right User）のこと。契約によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期的な使用权のことをいう。

### (3) 「公設」の入力方法

- 「公設」欄については、入力する町字において、端末系伝送路設備を所有する者が地方自治体である場合には、「公設」を押下してください。

#### 《留意事項》

- 電気通信事業者自らが地方自治体と IRU 契約等を締結している場合など、地方自治体が端末系伝送路設備を所有していることが明確に確認できる場合に、「公設」を押下するようにお願いします。(伝聞等の情報によって地方自治体の所有の有無を判断しないようにしてください。)
- 「公設」欄の報告をする主体は、重複がないようにする観点から、次のとおりとします。

	IRU 契約を締結している場合 (公設民営方式)	地方自治体で役務を提供している場合 (公設公営方式)
端末系伝送路設備の所有者	地方自治体	
端末系伝送路設備の「設置」 <sup>(※1)</sup> 者	電気通信事業者 <sup>(※2)</sup>	地方自治体 <sup>(※3)</sup>
本報告の「公設」の報告者	電気通信事業者が報告	地方自治体が報告

※ 1 「設置」とは、「光ファイバ等を電気通信が可能な状態に構成した上で、電気通信を行う主体が継続的に支配・管理すること」をいい、「所有」の有無を問いません（「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」（令和 5 年 8 月 21 日改訂 総務省）P.5 参照）。

※ 2 IRU 契約を締結している場合は、IRU の設定を受けている電気通信事業者は、IRU 契約に係る電気通信設備を継続的に支配・管理している状態にあるため、本報告における「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者」に該当します。よって、この場合の地方自治体は、「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者」に該当しないこととなりますので、報告主体ではありません。

※ 3 例えば、公設公営のような場合には、地方自治体が「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者」に該当します。よって、地方自治体が報告主体となります。

#### (4) 「一年以下」の入力方法

- 提供可能世帯割合において押下した割合群の状態が引き続いて「一年」を超えるか否かを問うものです。その状態を維持するのに必要な電気通信回線設備を用いて、第二号基礎的電気通信役務を当該町字において継続して提供している期間が一年以下の場合には、「一年以下」を押下してください。例えば、「50%超」を押下した場合には、50%超の世帯割合を維持するのに必要な電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を50%超の状態で当該町字において継続して提供している期間が一年超の場合には、「一年以下」を押下しないこととなります。「0%～10%以下」及び「10%超～50%以下」の場合も同様です。
- 期間の判定時点は、この入力作業をしている年の3月31日とします。対象の町字において、第二号基礎的電気通信役務の提供が、判定時点を含む年度の4月1日から3月31日までの間に開始された場合には、「一年以下」に該当します。

例) 令和6年8月15日にFTTHアクセスサービスの提供を開始した場合、令和7年3月31日の時点で、サービス提供継続期間は「一年以下」であるため、令和7年度の報告においては「一年以下」に該当します。

#### (5) 「2023/6/16時点」での「提供可能世帯割合」及び「公設」の入力方法

- 2023（令和5）年6月16日は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の施行日であり、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の運用が開始された日となります。
- その開始日時点で、「未整備地域」だったか、又は「公設地域」だったかを把握するため、「2023/6/16時点での提供可能世帯割合」及び「2023/6/16時点での公設」の情報を入力いただきます。
- 「2023/6/16時点での提供可能世帯割合」の「提供可能世帯割合」の考え方は、前述「（2）提供可能世帯割合の入力方法」と同一であり、これをご確認ください。
- 「2023/6/16時点での公設」の「公設」の考え方は、前述「（3）公設の入力方法」と同一であり、これをご確認ください。

### 第三章 ブロードバンドサービスエリア調査について

- 総務省では、今後の情報通信基盤の更なる普及、発展のため、FTTHをはじめとする現状のブロードバンド整備状況を把握する必要があることから、前年度末時点における全国の電気通信事業者のブロードバンドサービスエリアを調査し（以下、本章において「ブロードバンドサービスエリア調査」といいます。）、その調査結果を踏まえて、全国、都道府県及び市町村におけるブロードバンド整備率を推計し公表しています。
- 回線規模等の報告の開始に伴い、令和6年度から同じツール（提供区域報告ツール）を用いて行っています。
- ブロードバンドサービスエリア調査の対象は、電気通信事業者が自らの設備で一般加入者向けに提供するブロードバンドサービスであり、地方自治体等が整備した設備をIRU契約等で借り受けてブロードバンドサービスを提供している場合も含まれます。また、サービス卸によりブロードバンドサービスを提供している場合は、卸元の事業者がサービス提供の有無を回答しますので、サービス提供者による回答は不要です。
- ブロードバンドサービスエリア調査では、約23万の町字ごとに、下表に掲げるサービスについて令和6年度末時点の提供の有無（回答方法の詳細は別紙）を回答いただきます。今回の調査より、FTTH1 および FTTH2 について提供の有無に係る回答の区分方法を変更していますので、ご注意ください。
- 回答根拠<sup>(※)</sup>においてある町字の全域がサービスエリアとされている場合は、世帯の地理的分布等を考慮せず「100%有」とみなします。
  - ※事業者において一定の仮定の下に推計した町字内の利用可能世帯数を総世帯数で除す等により算出した整備状況を回答根拠としても差し支えありません。
  - ※サービスの申込みがあった場合に引き込み工事（開通工事）を行うことで提供可能となる世帯があれば、当該世帯は整備済みと判定してください。）
- また、ブロードバンドサービスエリア調査では、回線規模等の報告における報告事項に含まれない「FTTH2」及び「HFC2」のサービスの提供の有無についても従来どおり回答いただきます。

【ブロードバンドサービスエリア調査の対象サービス表】

サービス種別	備考
F T T H 1	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 7 号に定める「F T T H アクセスサービス」のうち、 <b>名目速度が下り 30Mbps 以上</b> のものを指す。 ※回線規模等の報告の対象に含まれるサービスです。
F T T H 2	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 7 号に定める「F T T H アクセスサービス」のうち、 <b>名目速度が下り 30Mbps 未満</b> のものを指す。 ※回線規模等の報告の対象に含まれないサービスです。
H F C 1	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 10 号に定める「C A T V アクセスサービス」であって、同軸ケーブルと F T T H の併用による H F C 方式のうち、 <b>名目速度が下り 30Mbps 以上かつ ITU 規格 (DOCSIS 3.0 以降) に準拠</b> するものを指す。 ※回線規模等の報告の対象に含まれるサービスです。
H F C 2	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 10 号に定める「C A T V アクセスサービス」であって、同軸ケーブルと F T T H の併用による H F C 方式のうち、「 <b>H F C 1</b> 」に <b>該当しないもの</b> を指す。 ※回線規模等の報告の対象に含まれないサービスです。

- 回答いただいた内容が前年と比較して著しい変化があった場合は、変化の理由について確認する場合がございます。
- ブロードバンドサービスエリア調査に係る回答はいずれも「その他」欄においてお示しいたできます。必ず回線規模等の報告とは区別して回答いただけますようお願いいたします。なお、「その他」欄の具体的な記載方法等については別紙に定めます。

## 第三章に掲げる「その他」欄の具体的な記載方法等について

1. 「その他」欄には以下の 4 個の文字から構成する文字列を半角で記載してください。なお、各文字間は、「,」（半角のコンマ）を記載してください。

F<sub>1</sub>, F<sub>2</sub>, H<sub>1</sub>, H<sub>2</sub>

コンマで区切られた 4 個の文字で構成

※「その他」欄は、回線規模報告と異なり、一括入力（配下の大字・町字、字・丁目  
が連動）機能がありませんので、必ず町字ごとに記載をしていただくようお願い  
します。

（参考）F<sub>1</sub>, F<sub>2</sub>, H<sub>1</sub>, H<sub>2</sub> は「ブロードバンドサービスエリア調査の対象サービス表」におけるサービス種  
別欄に掲げる FTTH1、FTTH2、HFC1、HFC2 に該当します。

記号	サービス種別	備考
F <sub>1</sub>	FTTH1	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 7 号に定める「FTTH アクセスサービス」のうち、 <u>名目速度が下り 30Mbps 以上</u> のものを指す。 ※回線規模等の報告の対象に含まれるサービスです。
F <sub>2</sub>	FTTH2	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 7 号に定める「FTTH アクセスサービス」のうち、 <u>名目速度が下り 30Mbps 未満</u> のものを指す。 ※回線規模等の報告の対象に含まれないサービスです。
H <sub>1</sub>	HFC1	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 10 号に定める「CATV アクセスサービス」であって、同軸ケーブルと FTTH の併用による HFC 方式のうち、 <u>名目速度が下り 30Mbps 以上かつ ITU 規格（DOCSIS 3.0 以降）に準拠</u> するものを指す。 ※回線規模等の報告の対象に含まれるサービスです。
H <sub>2</sub>	HFC2	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 10 号に定める「CATV アクセスサービス」であって、同軸ケーブルと FTTH の併用による HFC 方式のうち、 <u>「HFC1」に該当しないもの</u> を指す。 ※回線規模等の報告の対象に含まれないサービスです。

2. その他の欄の具体的な記載方法は次のとおりとする。

①各文字（F<sub>1</sub>, F<sub>2</sub>, H<sub>1</sub>, H<sub>2</sub>）の記載内容

各文字の記載は以下に沿って決定すること。

F <sub>1</sub>				F <sub>2</sub>				H <sub>1</sub>			H <sub>2</sub>		
サービス提供の有無				サービス提供の有無				サービス提供の有無			サービス提供の有無		
100% 有	ほぼ 全域 有	一部 有	無	100% 有	ほぼ 全域 有	一部 有	無	全域 有	一部 有	無	全域 有	一部 有	無
↓				↓				↓			↓		
1	b	a	0	1	b	a	0	1	a	0	1	a	0

(注) サービスの提供の有無の判定

F<sub>1</sub>及びF<sub>2</sub>について

今回の調査より、提供の有無に係る回答の区分方法を変更し②を追加していますので、ご注意ください。

- ①町字の全域（100%の世帯）で整備済みであれば「100%有」
- ②町字のほぼ全域（目安として90%以上、100%未満の世帯）で整備済みであれば「ほぼ全域有」
- ③一部（目安として0%超、90%未満の世帯）で整備済みであれば「一部有」
- ④全域未整備であれば「無」

H<sub>1</sub>及びH<sub>2</sub>について

- ①町字の全域（目安として90%以上の世帯）で整備済みであれば「全域有」
- ②一部で整備済みであれば「一部有」
- ③全域未整備であれば「無」

②その他の欄の記載例

下表の例を参考に、F<sub>1</sub>, F<sub>2</sub>, H<sub>1</sub>, H<sub>2</sub> に該当する半角文字を半角コンマで区切る形で入力すること。

なお、以下に該当する場合のみ、各文字について記載省略可とする。

〔 ・ F<sub>1</sub>, F<sub>2</sub>, H<sub>1</sub>, H<sub>2</sub> のいずれも【0】である場合。 〕

F <sub>1</sub>	F <sub>2</sub>	H <sub>1</sub>	H <sub>2</sub>	その他の欄内への記載例
100%有	無	無	無	<u>1,0,0,0</u>
ほぼ全域有	無	無	無	<u>b,0,0,0</u>
100%有	100%有	無	無	<u>1,1,0,0</u>

100%有	一部有	無	無	<u>1,a,0,0</u>
100%有	ほぼ全域有	無	無	<u>1,b,0,0</u>
一部有	無	無	無	<u>a,0,0,0</u>
一部有	100%有	無	無	<u>a,1,0,0</u>
一部有	ほぼ全域有	無	無	<u>a,b,0,0</u>
一部有	無	無	無	<u>a,0,0,0</u>
一部有	一部有	無	無	<u>a,a,0,0</u>
無	無	無	無	<u>0,0,0,0</u> (無記入)
無	無	全域有	無	<u>0,0,1,0</u>
100%有	100%有	一部有	無	<u>1,1,a,0</u>
無	無	無	全域有	<u>0,0,0,1</u>
無	一部有	全域有	全域有	<u>0,a,1,1</u>

#### 第四章 参照条文

##### ◆ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定）

第百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「一般支援区域」という。）として指定することができる。

- 一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。
  - 二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を提供している電気通信事業者（当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。）の数が一以下であること。
- ② 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。
- 一 次のいずれかに該当すること。
    - イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。
    - ロ 当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。
  - 二 前項第二号に該当すること。
- ③ 総務大臣は、一般支援区域が第一項各号のいずれかに該当しなくなつたとき、又は特別支援区域が前項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、総務省令で定めるところにより、その指定を解除するものとする。
- ④ 総務大臣は、一般支援区域若しくは特別支援区域の指定をしたとき、又は当該指定を解除したときは、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

◆ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

（第二号基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条の三 法第七条第二号の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）であつて、その下り名目速度（端末系伝送路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。第四十条の七の二において同じ。）が每秒三〇メガビット以上のものとする。

一 F T T Hアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号に規定するものをいう。）のうち、データ伝送役務として提供されるもの

二 C A T Vアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十号に規定するものをいう。）のうち、データ伝送役務として提供されるものであつて、次のいずれにも該当するもの

イ 光信号伝送用の伝送路設備（利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端に同軸ケーブルが用いられるものに限る。）により構成される端末系伝送路設備を用いて提供されるもの

ロ 総務大臣が別に告示する国際的な標準に適合している端末系伝送路設備を用いて提供されるもの

三 専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス用設備（光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備（その一端が専ら利用者の屋内用ルータ（電気通信事業報告規則第一条第二項第二十六号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）と接続される無線設備であつて、電気通信事業者により当該無線設備と接続される屋内用ルータの数が制御されているものに限る。）により構成される端末系伝送路設備をいう。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務を含む。）であつて、ベストエフォート型であるものをいう。）のうち、データ伝送役務として提供されるもの

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る単位区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）

第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該提供に係る単位区域ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位区域の全世帯数

に占める当該単位区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。) が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

二 前号に規定する場合に該当し、かつ、第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が一年を超えないときは、その旨

三 端末系伝送路設備を所有する者が地方公共団体であるかどうかの別その他必要な事項

- ② 前項の規定による報告を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第十四条の五第一項」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

(改正履歴)

令和6年3月29日 策定

令和7年4月 4日 改正